

奈良県選挙管理委員会告示第三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により、政治団体から提出のあった平成二十三年分の収支報告書について、高市早苗連合後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定により、平成二十四年十一月奈良県選挙管理委員会告示第五十一号（政治資金規正法に基づく収支報告書の要旨の公表）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年十一月四日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白 井 皓 喜

高市早苗連合後援会の項2中「女性参院」 1,223,030」を「女性参院

1,173,030」に、同項4中「政治活動費 1,099,020」を「

政治活動費 1,049,020」に、 「組織活動費 999,020」を

「組織活動費 949,020」に改める。